

平成23年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

平成23年1月25日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成23年1月25日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第 4 議案第2号 尾鷲市監査委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 報告第1号 専決処分事項について(訴えの提起)
- 日程第 6 報告第2号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)
(報告、質疑)
- 日程第 7 議案第1号 尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について
(委員長報告、質疑、討論、採決)

出席議員(15名)

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 北村道生議員 | 2番 内山鉄芳議員 |
| 3番 端無徹也議員 | 4番 田中勲議員 |
| 5番 三林輝匡議員 | 6番 神保美也議員 |
| 7番 南靖久議員 | 8番 三鬼和昭議員 |
| 9番 與谷公孝議員 | 10番 大川真清議員 |
| 11番 濱中佳芳子議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 高村泰徳議員 | 15番 中垣克朗議員 |
| 16番 真井紀夫議員 | |

欠席議員(1名)

- 14番 濱口文生議員

〔開会 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。これより平成23年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中、平成23年第1回臨時会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、尾鷲市事務分掌条例等の一部改正についてを始めとする議案2件と専決処分事項について、各訴えの提起を始めとする報告2件を提出させていただきました。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口議員は病気のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番、北村道生議員、2番、内山鉄芳議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日だけに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」につきましては、管理部門における「政策」「人事」「財政」の各分野の独立性を確保するとともに、産業分野においては、農水商工連携を視野に入れた「生産、加工、流通」を一体的に支援できる体制を整え、実行力に富んだ組織の運営体制とするものであり、平成23年4月に組織機構の見直しを行うことに伴う一部改正であります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

最初に、4番、田中勲議員。

4番（田中勲議員） 今から申し上げることは、ほとんど9割9分、激励の言葉で私は思っております。

この年頭に当たって、市長が共創の理念を説かれておりました。そして、職員一同が一丸となって邁進してまいると、全くご立派なことではございました。

それで、何よりも市長が常に言われておりますように、市民の方向を向いて、それでやっていこうと、それが市民のためでもあるし、またそれがかえって職員が仕事をする上でも最もいい方向ではないかと私も共感はいたしております。

それと、つけ加えさせていただきますならば、我々には常に良識と正義というものがあるということをまず認識していただきたい。

それから、簡単ではございますけども、市有林係を設けられまして、そのことにおきましても費用対効果、このことを常に頭に置いてこれからの市政運営、あるいは主伐に関しても、ぜひともお願いしたいとそういうことで簡単ではございますが。

議長（南靖久議員） 岩田市長。

市長（岩田昭人君） 田中議員から激励のお言葉をいただきまして、本当にありがと

うございます。とものつくる、共創ということは、もちろん市民の皆さんとともに尾鷲をつくっていくんだということ、それから職員の皆さんと一緒に新しい行政をつくり上げていくということはもちろんであります。議員の皆様ともぜひとものつくるということで、やっていかせていただきたいなと思っております。

それから、市有林係につきましては、平成24年主伐に向けましてご指摘のあった費用対効果、いろんな問題がありますので、それを検討しながら皆さんにまた主伐計画を示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（南靖久議員） 次に、8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」、質疑をさせていただきます。

既に、私も全員協議会でこの組織機構を変えるということで若干ご説明は受けておりますことから、根本的には確認の形で少しばかり質疑をさせていただきます。

まず第1点は、これまで平成19年に大きな機構改革を行っております。その中では、財政規模が小さくなる中で、行革、職員の定数等も減らしていくということ踏まえて、それに対応するという意味の機構改革、機構組織改革が入ったのではないかなと思われま。

ただ、今回は市長が、市長の施策の遂行というか、そういった形の中で、これまでの平成19年の流れとは逆に組織の課の数をふやすというように、そういった形の機構改革になっています。その中の魚まち、木のまち等の構想については、私はそれをとやかく言うものではございませんが、確認だけしておきたいのは、こうすることによって、もうここ10年ぐらいでかなりの職員が減ってきた中で、職員の配置数とかそういったものを踏まえて、課が、市長が思っているような機能をするのかどうかということ市長はどうお考えになられておられるのかということ。

それから、平成19年度の折の機構改革につきましては、当時の今の市長公室長は総務課長だったのか、庶務規程まで詳しく議会の方にご説明をしたという経緯がございます。というのは、我々も住民の皆さんからいろいろ問い合わせがあったときに、そのことは市民サービス課のどこことという形の中で仲介したりとか、案内したりということがありますので、後にこういった事務分掌なり、庶務

規程を調べればいいことなんですけど、議会側、議員活動の中での利便性というか、思ったことも踏まえた機構改革の、いわゆる議会とのそういった共同作業もあったのではないかという中で、今回、庶務規程についてはあんまりそういった形が大きく出ていなかったように思われます。

その中で、交通安全対策及び交通安全思想の啓発、高揚に関することということで、具体的には、防災危機管理室から市民サービス課に交通安全等をされると思うんですけど、19年の折には生活安全に関することの位置づけで、交通安全の庶務規程にかかわる分も移したような、議論をした覚えがございます。そういった中では、今回、事務分掌の中で市民サービス課に、生活に関する、市民生活に関することというのがあるんですけど、そういった安全とか、19年の折に生活の安全ということをうたった、こういった機構の見直しを議論したことが、ちょっと何だったのかなと思いますので、その辺の位置づけとか、それもあわせてご説明願いたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 本市には海と山という資源がありまして、宝とも言える地域資源を生かしたまちづくりが、新しい尾鷲とか元気な尾鷲につながっていくんじゃないか、これが創出につながっていくんじゃないかというふうに考えています。

今回の組織機構の見直しにつきましては、管理面の財政政策とかそういった面も考慮に入れましたが、主な目的は、今回につきましてはまちづくりに重点を置いたところでありまして。

私は年頭に、先ほど田中議員にもお答えさせていただきましたように、ともに作る共創というキーワードを職員と一丸となって、新しい尾鷲、元気な尾鷲をつくっていこうと訓示したところではありますが、まず第一に職員が十分に議論を重ねられるような職場づくりをやっていきたい、それが必要だというふうに考えております。

行政は、市民のサービスの向上、あるいは市民の便宜にこたえるのが第一の目標でありますから、たとえ2課ふえても、それが市民のサービスあるいは市民のためになるということであれば、そこに力を入れてやっていくべきではないかと、行政、行革を進めることはもちろんであります。それ以上にやはりそういったことにも力を入れていくべきだと私は常々思っているところであります。

確かに、2課2係がふえることでありますので、配置、職員については厳しい状況となりますけれども、適正に配置するように頑張っていきたいと思っております。

す。

それから、生活安全、交通安全等につきましては、総務課長の方から回答させていただきます。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 議員の質疑なんですけども、交通安全対策及び交通安全思想の啓発等につきましては、平成20年度の機構改革において市民サービス課から防災危機管理室にという業務を移管したという経緯があります。

しかし、今回の見直しに当たりまして、防災業務と交通安全の関連性について協議をいたしました。その結果、実務上、連携する部分が見当たらないことや、機構改革前の市民サービス課市民安全係で業務を執行する方が、生活に関する安全性の確保、あるいは交通安全という業務の名称の整合性が図られ、今回見直したという部分です。

議員の言うところの事務分掌、課の事務分掌であります。このことについても協議をいたしました。課の中で生活安全に関すること、この中で包括されるのではないかという判断のもとで、今回については庶務規程はさわっておりません。

以上です。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 市長の思いは十分理解できます。

ただ確実に、一般質問でもちょっと触れさせていただきましたが、職員の年齢構造がちょっといびつになっておりますし、ましてやこの3月で5人ぐらいですか、定年されても採用は3人ぐらいのペースですから、非常に今後各課の連携というんですか、そういったものがきちっと、これはいわゆる事務分掌の中に入っていないとか、庶務規定の中には、うちでは具体的にうたっていないというような、もし職員の方がそういった議論をされると非常にそれはパイを満たせないのではないかなど、これまでのいろいろ職員の皆さんと話しさせていただける中では思うことがありますので、市長、副市長の、何といても人の問題と思うんですね。いわゆる職員配置数でも、もし足りないことが生じてきたときに、それをどうクリアしていくかどうかということに関しましても、市長、副市長のリーダーシップがあって、そういったことがあります。それをあわせまして、市長がよく言われる6次産業化を進めていくということについても、改めてこの機構にすることによっての市長の明快な推進にかかわることを、言葉を残していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

交通安全につきましては、私、ちょっと事務分掌が防災に行ったときに、市民生活の安全ということで向こうへ防災の方に、市民課から、当時の市民課か市民サービス課から移管したのではないかなというのがありましたので、総務課長が言われるように、市民生活に関する事で包括的にこれを事務分掌の中ではこのように受けとめたらいいということで理解することにいたします。

市長、その辺だけ。

市長（岩田昭人君） 三鬼議員のおっしゃられるように、確かに職員構成は年齢的にちょっとアンバランスが生じてきております。そういった問題を、今後適正配置ができるように考えていくことはもちろん大切なことでありますが、今の現状でいかに効果のある行政運営ができるかということ、職員の皆さんと一緒にやって議論をしながら進めていかなければならないというふうに思っておりますし、今回の機構改革につきましても、事務分掌を含め、総務課長を中心になって、各課の皆さんと一緒に議論を尽くして、こういう機構改革でやっていこうと、あるいは今まで交通安全なんかも市民サービス課に戻すんじゃないかというような議論をやらせていただきながら、改正に図っていくものでありますのでよろしくご理解をお願いしたいと。

それから、国、県、今、なべて農水商工連携、あるいは6次産業化というような流れになってきておりますので、何とかこの流れに乗った組織改正をしたいというようなことで、魚まち推進課、それから木のまち推進課といったような要するに1次産業が加工、流通まで見据えた対応が、支援ができないかというようなことで皆さんにお諮りするものであります。

大変難しい問題ではありますが、職員とともに私みずからもリーダーシップをとって、これから対応していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 最後に確認だけさせていただきます。

今、市長が思いも含めてご発言していただきましたように、共創という意味では今回の機構組織の見直しについても、職員の皆さんと十分にお話しして進めたということですから、今の思いというか、これは職員の皆さんの今仕事に対する気構えの思いと何ら変わらないと私どもは受けとめていいのかどうかということだけ確認して終わりにしたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのとおりであります。

議長（南靖久議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

2番、内山鉄芳議員。

2番（内山鉄芳議員） 大変申しわけないです。通告なしで質問させていただきます。

通告なしということで簡潔にさせていただきたいというので、よろしく願いいたします。

今回私の質疑は、議案書の中の報告2の……。

議長（南靖久議員） いえ、まだ後でやりますので。内山議員、今は事務分掌条例改正だけなので、後ほど行います。

2番（内山鉄芳議員） そうですか、済みません。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

なお、後ほど総務産業常任委員会を開催していただきます。

次に、日程第4、議案第2号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第2号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、本市監査委員のうち、財務管理、事業の経営管理に関し、すぐれた識見を有する者として選任いたしてありました濱田俊次氏の任期が、平成23年2月28日をもって満了することに伴い、後任に桑原紘市氏を選任しようとするものであります。

誠実な人柄と知識、経験にすぐれた桑原氏は、監査委員として適任であると確信するものであり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、議案第2号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（南靖久議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 5、報告第 1 号「専決処分事項について（訴えの提起）」及び日程第 6、報告第 2 号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件 2 件についてご説明いたします。

報告第 1 号「専決処分事項について（訴えの提起）」につきましては、平成 22 年 2 月 26 日に発生した海洋深層水取水管破損に伴う原因究明及び復旧工事に要した費用の損害賠償の支払いを求める提訴を平成 22 年 1 月 10 日にしたものであります。

このことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行ったもので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第 2 号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、平成 22 年 12 月に本市職員が、市内にて公用車を運転中、T 字路を直線道路に左折する際、安全確認を怠ったため、右方向からの直進車両と接触し、相手側車両の左側面部を損傷させたものであります。

このことから、平成 23 年 1 月 11 日に損害賠償額を 17 万 7,868 円と決定すべく地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行ったもので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 報告第 1 号「専決処分事項について（訴えの提起）」について質疑をさせていただきます。

海洋深層水取水管破損に伴う原因追及及び復旧工事に要した費用の損害賠償請求につきましては、何ら異論を申すものではございませんが、全員協議会の中で説明という場で 1 点だけ確認をさせていただきました。

二つの裁判が出て、どちらを優先するのかといたら、当然、副市長の方から市が訴えたものを優先するというので、そのことは聞きましたが、ただ、議会

への手順といたしまして、確かに市の専決処分事項の中には訴えの提起、調停に関する事とということがございます。

ただ、私、これを契機にほかの自治体等々を調べると、多分にこういった専決をしておるところはもっと具体的に書いてあるというか、そういった中ではほとんどが市として当然、市が受け取るようになっております市民税であるとか、固定資産税、国民健康保険税、あるいは水道料金等の長期滞納であるとか、仮に差し押さえとかといったときの、あと市営住宅と、そういった問題については、当然、市がそれを請求できる、求めるものであるということから、そういった形の専決のうたい方が多いように思います。

ただ、昭和47年に、ちょっと議会事務局へこの辺の専決処分を定めたときの議論の分かる資料はないのかというところで聞いたんですけど、ちょっとそれが見ること、確認することはできなかったもので、専決処分事項につきましては、議会が了解するかどうかということで、47年当時は、議会側がこういった定め方を理解したというか、認めたという形になっておりますが、ただ、私は今先ほど二つの裁判において、さきにおいてでも、これが確実に片方だけで争うのかどうかということも踏まえると、やっぱり議会との車の両輪というか、形になっているんな費用面とか、そういった面を含めると、そういった大きな要素を含んでおるにもかかわらず、市長、副市長の方から裁判公判になったときの不利有利とか、市に不利があっては困るということで、そういった形をとったと言いますが、執行部と議会の信頼関係において、もう少しこの辺はきちっと議会とともに進めるべきでなかったかなというところがありまして、ちょっと拡大解釈が、条例の拡大解釈でないのかなというところが危惧せざるを得ないと。

ただ、この条例を変えるかどうかは、議会にも問題があると思いますので、一方的なあれではございませんが、市としてこういった私の質疑に対して、条例をこれからもこういったことについたら、こういううたい方があるからという解釈だけで適用していくのかどうかということも踏まえて、この辺の見解を少しご説明願いたいと思います。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） それでは、お答えさせていただきます。

今回の案件につきましては、そもそも相手方が事故発生と責任を認めていない状況の中で、口頭弁論、後に12月22日と決定されましたが、その前に相手の氏名ですとか当方の考え方、根拠資料それから進め方等を社会的にあらわにする

ということになり、今後の裁判の進行は不利に働くという危険性が大きかったことなど、細心の注意を要する状況でございました。

こうしたことから、第4回定例会における議会の報告というのが本来でございましたが、そういう状況のもと、見合わせていただいたという経緯がございます。

今回の事案としましては、このような状況ではございましたが、今後の専決処分の取り扱いにつきましては、市議会と個別の案件の性質も含めたご相談をさせていただきまして、市民の皆様、市議会の皆様によりご理解が得られやすい対応をさせていただきたいと考えております。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） わかりました。悪いこととか、そういったあれじゃございませんけれども、後々にこの裁判につきましても市民の皆さんの了解を得た中、議会の承認というか、費用的なものも含めて、金額等を含めて最終決定していくのがこの問題の将来的な取りまとめ方ではないかなと思うことから、執行部が言われる、当市が不利になっては困るというのは理解したいとは思いますが、かと言っても、議会とのそういった持ち方については、今、副市長言われたように、これは市長の言葉とも受けとめて、今後そういった形、ただ、こういった専決のあり方がいいのかどうかは、議会側が認め、専決を執行部に認めるという形ですので、この条例につきましても内容、中身については議会側の問題もあるかと思えます。かつてテレビカードか何かの問題で、病院の方もやった中で専決という、報告という形でしたということもございますよって、この予算、条例に合わせて、当然、市が得なければならないものと、改めて得るためにするものとは一線を引くべきだと私は認識というか、それは執行部と議会が協議を必ず持つべきであろうと私は思いますので、今回指摘というふうな形で質疑をさせていただきます。

以上です。

議長（南靖久議員） 答弁はよろしいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

議長（南靖久議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 先ほどはとも済みませんでした。

私、ちょっと聞きたいんですけども、今回は報告第2号「専決処分事項（損害

賠償の額の決定)」について、先ほど事故については市長から報告をいただいたんですけども、事故の概要を見ましても、昨年12月22日で早朝午前8時20分ごろ、市内で公用車に乗って運転中、T字路を直線、路線へ左折する際、右方向の確認を怠ったまま進行したため、右方向より走行中の直進車両と接触したと、事故を起こしたということなんですけども、私の聞きたいのは、事故を起こしたという路線がどこやったのかなと私は不思議でならんのですけども。この近くでT字路というといと、2カ所しかないなと思うんですけども、そこからちょっとこちら、上の方は近く、これ、市役所の上の方と、それでもう一つは公民館から中日新聞の方の行くところしかないんですけども、どっちかかなと私は思うんですけども、T字路というのはどこの路線なのか、お聞きしたいと思います。

それと、どこへ8時30分ごろに行こうとしていたのか、このこともお聞きしたいと思います。

それと、接触事故ということで、やはり相手側にも過失があったのかということとをちょっと聞きたいんですが、あくまでもこちらが悪かったのかなということであったのかということもお聞きしたいと思います。

それと、事故というのはあくまでも100%というのではないと思うんですよ。やはり直進して、走行中に事故を起こしたら、必ずどちらが悪い、100%あなた払いなさいよということはないと思います。そういった場合で、今回の事故の場合、走行中に起こったんでしょう。事故についての割合、過失割合はどれだけだったのかということとをまずお聞きいたしたいと思います。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 内山議員の質疑にお答えをいたします。

たしか議員の質疑の内容は、どこで事故を、どこへ行こうとしていたのか、あるいは過失、責任割合ということですので、この点について順次説明をしていきたいと思います。

まず、どこで事故を、どこへ行こうとしていたのかという部分ですけども、職員が当日の出張に際しまして燃料を補給するため、月決めの指定給油所、その月については中川のガソリンスタンドが指定給油所となっております。そこへ向かう途中の南陽町地内の中日新聞尾鷲支局前のT字路、ここにおきまして、こちらの前方不注意により国道方面から港へ東進してきた相手方車両の左側と、公用車の右前部が接触したものであります。

次に、責任の割合ですけれども、当然過失割合、双方にありますけれども、今回の場合の事故の責任割合は、9対1となっています。当方の方が9でございます。

以上です。

議長（南靖久議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） わかりました。過失割合で9対1ということでわかりました。

そうすれば、相手方に対してのお金については17万7,868円支払ったということなんですけれども、こちらの方のやっぱり車も傷んだんでしょう。そのお金は大体幾らぐらいかかったかということもお聞きしたいと思います。

それと、このT字路、そこの中日新聞の前でしょう。こちらから、ちょうどその公民館から真っすぐ行ったあの細い道でしょう。私も時たま通るんですけども、なぜこの大きい銀杏町通りを通らなんだんでしょうか。私は不思議でならんですけれども。車は向こうにあったんでしょうか。多分、普通やったら、ここを出て、そこを通過して、信号から信号を渡って、そのまま今、中川の方と今ということなんですけど、石油入れに行ったのは、燃料を入れに行ったのは中川ということなんですけど、普通やったらこの広い道を通って行くでしょう。なぜあの細い道を通ったのか、私は不思議でなりません。それは、よっぽど慌てて信号に遭うのは、時間がロスになるので、少し慌てとったんかいなと私、それしか受けとめ方がないんですけれども、課長、そうでしょうか。

それと、割合についてはわかりましたけれども、今、副市長にちょっとお聞きしたんですけれども、今、交通事故、5カ年で公用車の事故は何件あるか知っていますか。私、これ、回数を調べたところ、5カ年で65件ありますよ。私はこれを聞いてびっくりしたんですけれども、自損と対物だけで65件あります。それで平成20年度で16件、21年度で15件、そして今年度だけでも、もうあと2カ月残しただけで13件発生しています。そういうことを考えると、私は職員に対して、どのような交通マナー、要するに交通防止のことについてどのような指導をされているのかな、まずもってそのことについてお聞きしたいと思います。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 事故が多いというご指摘をいただきました。5年間で65件ということで、1年当たり十二、三件起こっておるという状況は確かにございます。

事故はだれしも起こそうと思って起こるものではありませんけれども、とっさの

ときの判断ですとか、それからふだんの気の緩みというのは非常に大きな要素であると思いますし、何よりもふだんからの交通安全意識の高さが常に高くないといけないと、そういう中で運転しないといけないということがあろうかと思いません。

課長会議、それから職員と接する機会ごとに交通安全の重要さ、年末、冬、秋、春にも交通安全週間がございますが、そういったときにも職員の啓発を行っておりますが、まだまだ足りない状況だということはございますので、さらに時宜に応じまして、研修あるいはまたふだんからの交通安全意識を高めるといったことをさらに行っていきたいと思っています。

議長（南靖久議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） わかりました。ここにおられる方もそれだけの事故が起こっておるかということではびっくりしたと思います。やはり、ここにおる課長さん方がやっぱり自分のところの課ではそういうことはないよと思うておっても、やはり副市長が言うたように、交通安全については、年末についても職員を集めたり、課長会議の中で口が酸っぱくなる分までは言っておるつもりであります。

しかし、現実には事故は起こっておるんでしょう。もう少し厳しい態度で接してほしいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

これで終わります。

議長（南靖久議員） 修理代金の方はよろしいんですか。

2番（内山鉄芳議員） 課長、知っとるなら。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 質疑なんですけど、まず公用車の修理費用なんですけども、約6万8,000円ほどかかっております。これは、すべて全額車両保険の適用となっております。

それともう一点、なぜその経路を通ったのかという疑問なんですけども、これは本人の心理によるところなんですけども、ただ当日8時半、津の方に出張ということで、ガソリンを補給しなきゃならないという形で、できるだけ早く行きたいという、そういう心理の中で信号を一つ飛ばせるような道を、その経路を選択して給油所の方に向かったというふうに思われます。

以上です。

議長（南靖久議員） 特に許します。内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 課長、大変申しわけないなんですけども、8時半に出張に行か

んなんと、慌てていたと。そういうことをするから事故が起こるんでしょう。そういうことをしないように、やっぱり正規の道路を通るか、全部の道路は正規なんでしょうけども、やっぱり走りなれた道路を走ったら、こういうことにならないんじゃないんでしょうか。

それから、先ほどやっぱり9対1ということで、9はこちらでしょう、直進の車と事故を起こしたということで、それで、1は向こうですね。そうでしょう、9対1ということは。そういうことを考えると、やはり相手さんにも迷惑をかけておるといっていいんじゃないでしょうか。

そして公用車の方の修繕代も一定、先ほど保険で対応しとるんでよろしいんじゃないかというような気持ちで受けとめたんですけども、そんなん言うたら全部保険で掛けておるんですから、事故を起こしても保険で賄うというように聞こえたんですから、ぜひそういうような言い方をしないように。何でも保険で対応できるというように思うたら怒りますよ。ぜひそういうようなことは言わないように、できるだけやっぱり事故の起こらんように、副市長が言うたように事故というのはどこで起こるか分かりません。注意しておっても起こることはあります。

ただし、不注意の場合は、自分が少しでも気を引き締めておいたら、少しでも少なくすることはできると思いますので、そのことを重々、副市長、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） もうこの際ですので、今先ほどの報告案件についての質疑ということでございます。

交通事故は本当、副市長もおっしゃったように好んで事故を起こすわけじゃないんですよね。確かに、ちょっとした不注意というのは当然事故につながるということはあるんですが、私も自動車の教習所におりましたから、よくその辺はわかまえておるつもりですが、私自身もそれはわからんです。

しかしながら、ちょっと今回、損害賠償の額の決定というところで、今日までは相手方の住所、氏名、全部ここへ記載されておったんですよ。それを私は以前、随分と指摘をさせていただいて、そして職員の名前が載らないという、そこら辺が不公平じゃないんかということで、相手方の名前が出ていないことについて私は安心しました。

まして、事故の状況を聞きますと9対1ということでございますので、しかしながら、どちらかという今日までの事故報告について受けておられますと、どうも身内に甘い感じがします。こういったところを、きちっとやっぱり具体的に、今日まで今、内山議員も指摘されましたように、5カ年で65件、ちょっと多いんですよ。確かに管理する車両も多いですが、今、公用車の管理は委託してやっておりますから、車もきれいになっておりますが、それまでというのはかなりやっぱり車の手入れ等も本当に入れかわり立ちかわり運転するものですから、車の手入れはどうかという部分はありませんでしたが、そういった部分で本当に車もいろいろ乗る人によって運転の仕方も若干変わってきます。車自身もそれぞれの性能の形も出てきます。そういうところに、職員がぱっと乗ったときに、それぞれの車の癖というものがありますから、そういったところに対する注意の入り方、こういったところの部分も含めて、交通安全についてどう具体的に、今副市長もお答えになりましたが、具体的にはやっぱり交通安全に対する考え方というものをしっかり具体的に示していただけるようなことにならないかなと、こういうふうな感じしております。

それともう一点は、車の修理代は保険でということではありますが、一般、個人で損害保険に入りますね。任意保険に入りますと、事故が多くなる、大きな事故をしたり、事故を起こしますと割引率というのは変わってくるんですよ。市役所の車両の加入している保険の制度はどうなんかはよくわかりませんが、事故の回数がふえれば、あるいは損害の金額が高くなれば、保険料も当然変わってくると思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。2点だけお願いします。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） お答えをします。

まず、保険料の問題なんですけども、うちは現在、保険につきましては、全国市有物件災害共済会に加入をしております。この保険料のシステムについては、事故の件数に関係なく、保険料は増減ないというふうな、そういうシステムになっております。

もう一つの交通安全の具体的な考え方ということなんですけども、当然、交通安全対策については十分な配慮、全職員に周知をしておるところでございますが、現在そのところについては、春あるいは秋の交通安全運動期間にあわせて、職員への交通安全への周知徹底を図っておるという形しております。

このことにつきまして、また春、たしか5月に春の交通安全運動が実施されま

すが、この期間においては全職員対象に交通安全研修を実施したいというふうに予定をしております。

以上です。

議長（南靖久議員） よろしいですか。

他にございませんか。

15番、中垣議員。

15番（中垣克朗議員） 日程第6、報告第2号の専決処分について、少しやはり注意というか、質疑というか、三鬼和昭議員のやりとりで十分理解したいと思ったんですが。そもそも第180条の議会の委任による専決処分の欄がありますね。それは軽易な事項、軽易な事項ということでありまして、例えば3,500万を超える訴訟費用に対して、私どもの委員会で弁護士と契約して、我々に理解していない間にしていたということが判明した際、当初、弁護士費用8%がいつの間にか10%になっているとか、3,500万を超える費用ですから、これは軽易な内容ではないはずですね。ですから、議会に十分相談していただきたかった内容でありまして、過日、伊勢新聞の報道を見て、がっかりいったんですけれども、これはこれで一たんそういうことを議会が認めたわけではないけれども、そういう形をとった後で我々は逐条解釈の中で、その事件を指定して議決を依頼することができるけれども、一たんそうなっちゃった場合、後で我々が無権限な議決をした場合は無効であるという解釈が今までの法令でもありますから。しかし、3億5,000万を超えるような費用の扱いについて、まず1点だけ、議長に相談ありましたか。我々議会というより、代表する議長に相談があったんですか、この内容を。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 地方自治法180条によりますところの議会の報告でございますので、執行部と、組織としての議会への報告でございますので、組織として議長なり、組織としての議会への報告というのは今回させていただいております。

議長（南靖久議員） 15番、中垣議員。

15番（中垣克朗議員） わかりました。私は、これはもうこうなった以上は責めたくないんです。責めたくないんですけれども、やはり、地方自治法180条の中に軽易な事項でその議決により特に指定したものの、議会は指定していませんよ、この案件に対してはね。指定した軽易な内容でないのを、場合で限ってあるんで

すから、普通地方公共団体の長、つまり市長がこれの専決処分にすることができるという内容に該当しませんね。該当しないものを専決処分したということは、先ほどの三鬼和昭議員とのやりとりの中で、その苦しいご答弁をいただきましたので、私個人としてはこれ以上責める気はありませんけれども、今後はぜひ3億5,000万を超えるような費用、軽易な内容、こういうことがまかり通れば、何でもやれるということにつながっていきますので、これ以上言いません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 誤解があるようですので、改めてご説明申し上げます。

地方自治法180条の規定による専決処分というのは確かに、軽易なものについて議会が指定したものは、これは専決処分をすることはできるという規定がございます。

その指定なんですけど、尾鷲市議会にありましては、昭和47年3月18日に市議会で議決していただいております、そのうちのひとつとしまして、訴えの提起というのがございます。これに基づいて、今回専決処分をさせていただきましたものでございます。

ちなみに、逐条解説を読みますと、長、つまり市長は、本条の議決に関する提案権を擁しないと解されるということでございますので、当時、昭和47年当時に市議会で議決されたことにつきましては、市議会の方でご判断をいただいて、こういった内容になっておるものと解釈しております。

議長（南靖久議員） 15番、中垣議員。

15番（中垣克朗議員） わかりました。当然そうお答えなさるとしては私は冒頭から申し上げなかったんですけども、新しい法は、それはそれとしていいんです。いいんですけども、今後、将来において、こういう係る内容に関連することは、新しい法整備にのっとった解釈で行動いただきたいというお願ひを込めて申し上げますので、以後そういう点を留意していただきたいと思ひますが、いかがですか。それも昔の法律に基づいてやるんですか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 今現在、よりどころとなっておりますのは、昭和47年3月18日の議決でございますので、これ以外に今ちょっと申し上げることはできないんですが。

議長（南靖久議員） 簡潔に願ひいたします。

中垣議員。

15番(中垣克朗議員) わかりました。これ以上責めません。市民の皆さんがどう思われるか、法律に基づいてやるのが民主主義です、確かに。でも、輕易な内容でないということはきちっと理解して今後やっていただきたい。答弁は要りません。

議長(南靖久議員) 他にございませんか。

4番、田中勲議員。

4番(田中勲議員) 済みません。先ほどの自動車事故について、その多さにびっくりしておるんですけども。事故というのは、だれでも多少の事故というのは必ず起こすものでございますが、例えば運転者を調べた、指導する場合、必ずとっていいほど、スピード違反とか、あるいは事故をするという、人によって、必ず事故を1回起こしたやつは、また2回起こすと、そういう傾向が必ずあると思うんですよ。そういうことも精査して、今後の指導の対応にさせていただきたいと、そういうふうに、そういうことも考えられないこともないということをお願いしたいと思います。

議長(南靖久議員) 他にございませんか。

16番、真井紀夫議員。

16番(真井紀夫議員) 先ほど中垣議員が取り上げました報告第1号につきまして、一言質疑を申し上げておきたいと思います。

これは議会の方で、特に私どもの委員会の方で私がかかなり発言をさせていただいたんですけども、今後のために提訴するとか、訴えるとかというようなことは、最終手段ということで、その前に調停、話し合いという制度がございます。それであれば、費用も全く話にならないくらい安い条件でできます。そのことについてだけしっかりと申し上げておきたいんですけども、即訴訟だ、争いだというようなことに市が走らんようにというふうに僕は願うんですけども、この辺、どうでしょう。

議長(南靖久議員) 副市長。

副市長(横田浩一君) 一般論として受けとめさせていただきます。

ただ、本件につきましては、そもそも相手方に問い合わせましたけども、それに対して否定してきておるといふ状況があったことはご理解いただきたいと思えます。

議長(南靖久議員) 16番、真井議員。

16番（真井紀夫議員） 副市長は勘違いされておられると思うんですね。それは、提訴をして相手方が否定をしてきたということだと思うんですけども、それ以前に市の顧問弁護士と相談をして、そして契約をしたといういきさつがあって、その後に議会に話があったと、この問題について、それを弁護士の相談、弁護士の指導によって提訴するんだということで決めてかかっておったように僕は判断しております。

しかし、その場においてでも、まだ調停というチャンスがあったと、こう思うんですけども、それはそれで済んだことですからよろしいけども、今後、即何でもかんでも裁判だとか、提訴だとかということになれば、これはもう賠償、事故というのはこれからもあるかと思うんですけども、ほとんどがもう9割以上が、みんな話し合いで解決しておるんですね。それを裁判やどうやというたら、もう裁判費用に尾鷲市が相当食われてしまうというふうな懸念もあります。弁護士さんは仕事ですから、それはそれでいいでしょうけども、話し合いでつくものは話し合いでやらないかと、僕はこう思いますので、もう一度、副市長にそこら辺の考え違いがあるということの一つ認識してもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） だれしも最初から争うことは思っていないので、まず穏便に済むものであれば穏便な方向はとりたいとは思っております。

議長（南靖久議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

ここで暫時休憩し、先ほど付託されました議案の審査を行っていただくため、第二・第三委員会室において、総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前11時02分〕

〔再開 午前11時47分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、日程第7、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案第1号につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに審査結果について委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」の1議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本日、午前11時8分より、市長、副市長、総務課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第7、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なるご審議を賜り、本当にお疲れさま
でございました。

本臨時会に提出いたしました議案を原案どおりご承認賜り、また専決処分事項
についてもお認めいただきましたことに感謝申し上げます。

簡単ではございますが、本臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（南靖久議員） 本日1日、ご苦労さんでございました。

これをもちまして平成23年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時50分〕